

群馬県の生活環境を保全する条例の改正概要について (平成25年4月1日施行)

1. 特定指定物質取扱事業者に関すること

(1) 特定指定物質の適正管理計画及び取扱量の届出（条例第48条関係）

特定指定物質取扱事業者は、以下の事項の届出等をしなければなりません。

- ①特定指定物質取扱事業者は県が策定した指針に則して「適正管理計画」を作成し、県に届け出なければなりません。
- ②特定指定物質取扱事業者は特定指定物質の年間の取扱量を把握しなければなりません。
- ③特定指定物質取扱事業者は特定指定物質の取扱量を県に届け出なければなりません。
- ④適正管理計画の変更時、特定指定物質の取扱い廃止時、特定指定物質取扱事業者に該当しなくなったときには県に届け出なければなりません。

(2) 特定指定物質取扱事業者の責務（条例第48条の2関係）

特定指定物質取扱い事業者はその事業活動において、特定指定物質を適正に管理しなければなりません。

【特定指定物質】とは条例施行規則第30条の9に規定されている下記の11物質をいいます。

- | | |
|----------------|---------------|
| ①ホルムアルデヒド | ⑦鉄及びその化合物 |
| ②クロロホルム | ⑧銅及びその化合物 |
| ③アルミニウム及びその化合物 | ⑨亜鉛及びその化合物 |
| ④塩素酸及びその塩 | ⑩フェノール類及びその塩類 |
| ⑤臭素酸及びその塩 | ⑪ヘキサメチレンテトラミン |
| ⑥マンガン及びその化合物 | |

【特定指定物質取扱事業者】とは下記のいずれにも該当する事業者をいいます。

- ・特定指定物質をその年度に年間500kg以上製造し、貯蔵し、使用し、又は処理する事業者
- ・事故が発生したときに、特定指定物質を含む水が当該工場から公共用海域に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあること。

2. 群馬県の責務等

(1) 特定指定物質の適正な管理に関する指針（条例第47条関係）

県は、特定指定物質について「管理指針」を策定し、公表しなければなりません。

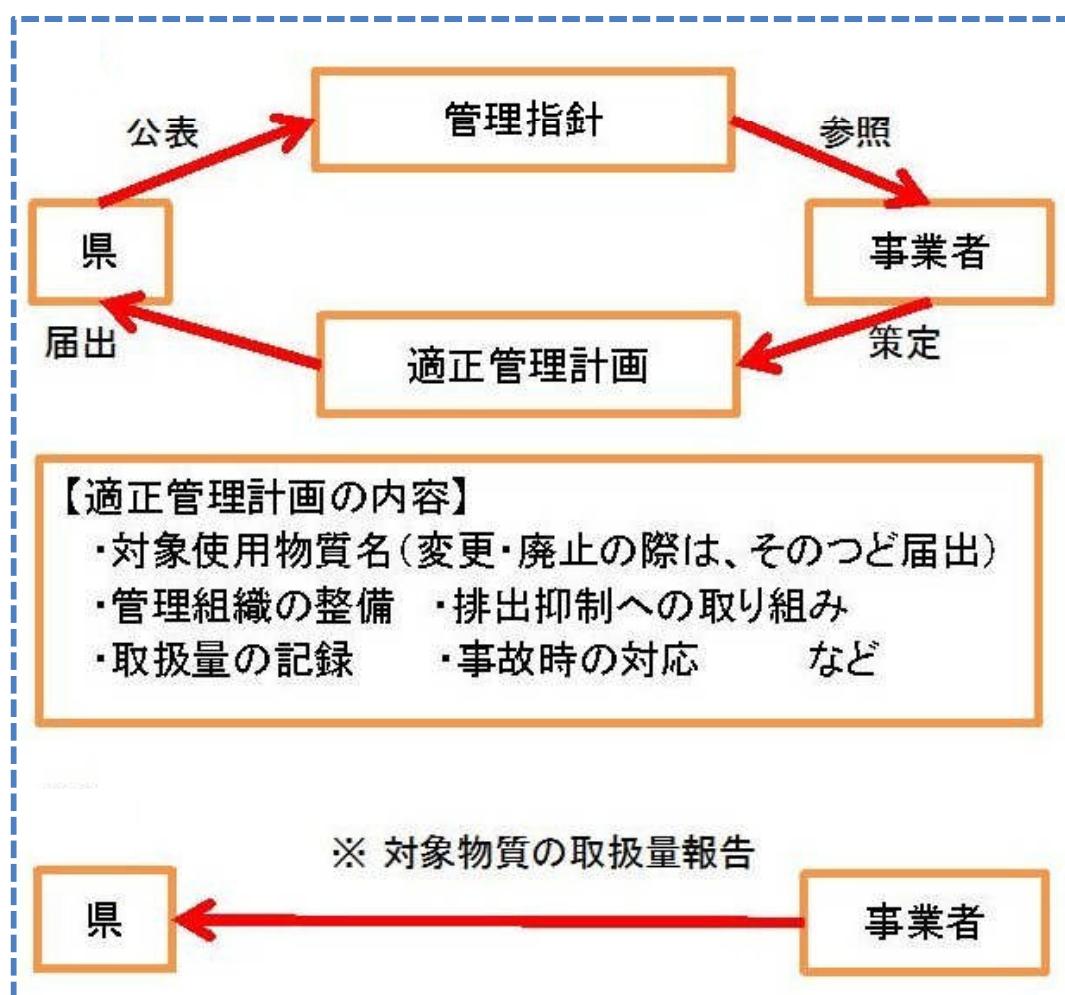
(2) 県の責務（条例第48条の3関係）

県は、特定指定物質取扱事業者が実施する特定指定物質の適正な管理に関する取組の支援に努めなければなりません。

(3) 普及啓発（条例第48条の4関係）

県は、利水障害等の原因となる化学物質の性状、管理の方法、環境への排出の削減について県民の理解を深めるよう、普及啓発に努めなければなりません。

改正条例のイメージ



対象物質、届出等の詳細は説明会にて説明いたします。